

成田市高齢者

居場所づくり事業

補助金の手引



この冊子には、介護予防活動を行う高齢者の居場所を運営しようとする団体の立上げを支援するための補助金について、制度の説明、手続の方法、注意事項等が書かれていますので、よくお読みの上、申請をお願いします。

なお、この冊子の内容は、令和3年3月18日現在のものとなっています。

〒286-8585

成田市花崎町 760 番地

成田市役所 福祉部介護保険課

地域包括ケア推進係

電話 0476 (20) 1545

F A X 0476 (24) 2367

1. 概要

(1) 目的・趣旨

この補助金は、地域の高齢者を対象とした健康の維持及び向上のための介護予防活動を行う居場所（以下「居場所」）を運営しようとする団体の立上げを支援し、その活動を促進させることによって、高齢者の介護予防と地域づくりを推進するものです。

(2) 介護予防活動とは

介護予防活動とは、健康増進、地域のボランティア活動、世代間の交流その他の高齢者の介護予防に資する活動をいいます。

(3) 対象者等

新たに市内で居場所を運営しようとする団体であって、次の条件をすべて満たすものになります。

- ア 活動に関する規約、規程等を作成し、代表者の定めがあり、5人以上の高齢者で構成する団体であること。
- イ 市の定めるプログラムに沿ってなりたいきいき百歳体操を実施すること。
- ウ 特定のサークル活動その他特定の趣味または娯楽を目的とするものではないこと。
- エ 参加希望者の受け入れを行うこと。
- オ 営利、政治活動または宗教的活動を目的とするものではないこと。
- カ 原則として、1年以上居場所の運営を継続し、週1回以上かつ1回あたり1時間以上の活動を行うこと。
- キ 1回の活動に、成田市在住の65歳以上の者が5人以上含まれていること。

ク 活動が自主的かつ安全に行われるように、管理者や責任者を配置すること。

(4) なりたいいきいき百歳体操について

なりたいいきいき百歳体操とは、住み慣れた地域で行う、椅子を使ったゆるやかな筋力アップの体操です。筋力運動を行うことで筋力や体力をつけ、運動機能維持・向上を図り、日常生活動作をらくらくと行えるようになることで、日々の生活を楽しむことができる身体づくりを目指します。

市の職員やサポーターが定期的に体操指導や体力測定にお伺いしますので、ご安心ください。

※詳しくはP.3「なりたいいきいき百歳体操スケジュール」の参考例をご覧ください。

「なりたいきいき百歳体操スケジュール」

参考例

週数	月 日	内 容	スタッフ	備考
オリエンテーション	月 日	筋力運動説明会	職 員	
2 週目	月 日	事前評価（体力測定）	職 員	
3 週目	月 日	運動 1 回目	職員 サポーター	
4 週目	月 日	2 回目	サポーター	
5 週目	月 日	3 回目	サポーター	
6 週目	月 日	4 回目	サポーター	
7 週目	月 日	5 回目		
8 週目	月 日	6 回目		
9 週目	月 日	7 回目		
10 週目	月 日	8 回目		
11 週目	月 日	9 回目		
12 週目	月 日	事後評価 （体力測定）	職 員	
6 か月後	月 日	事後評価 （体力測定）	職 員	
1 年後	月 日	事後評価 （体力測定）	職 員	
1 年半後	月 日	事後評価 （体力測定）	職 員	
2 年後	月 日	事後評価 （体力測定）	職 員	

2. 補助対象となる経費と補助の条件

(1) 対象経費

介護予防活動に必要と認められる経費で、下記の表に記載されている経費となります。

経費の項目	内容
報償費	外部から招く講師やアドバイザー等への謝礼（交通費を含む）
需用費	消耗品費（なりたいきいき百歳体操で用いる重り等）、光熱水費、印刷製本費、活動実施に必要な水分補給のための飲料代、コピー代等
通信運搬費 （役務費）	資料の送付に必要な切手代等
保険料 （役務費）	利用者及びスタッフの傷害保険及び賠償責任保険、居場所の運営に伴う行事用保険等の保険料
使用料及び賃借料	会場使用料
備品購入費	居場所の運営に必要な備品の購入費

※次の経費は補助対象外となります。

- ・団体に所属する方に対する人件費・交通費・謝礼
- ・個人が負担すべき年会費や会員費
- ・食材や飲食費（弁当代や茶菓子代等）
- ・国、県、本市の他の補助制度の適用を受ける経費
- ・その他内容により補助することが適切と認められない経費

(2) 補助の条件

- ア 1年間以上、居場所の運営を継続すること。
- イ 市職員による居場所の運営状況等の現地確認に応じること。
- ウ 高齢者の年齢、心身の状況等を問わず、広く利用者を受け入れるように努めること。

- エ 衛生管理や感染症等の対策を実施すること。
- オ 補助金の交付を受けたあとも、市からの居場所の運営に関する照会等に応ずること。
- カ 秘密保持のための対策を実施すること。
- キ 事故発生時には、対応状況を含めて利用者の家族及び市へ報告するとともに、賠償責任が生じた場合は、速やかに損害賠償を行うこと（市は、責任を負わない。）。
- ク 実績報告書等を提出する際には、領収書（コピーも可）を提出すること。

領収書の必要項目

- ①日付 ②宛名（申請時と同じ正式な団体名） ③金額（訂正不可）
 - ④内訳（金額の明細がわかるようにしてください）
 - ⑤発行人（代金を受け取った者）の氏名・捺印
- 講師への謝礼を払った場合の領収書には、講師の職種や資格等も記入

(3) 注意事項

- ア 申請書を提出する際に、購入価格等の分かる資料を提出すること。
- イ 購入した機材、機器等は、補助金交付の目的に反して使用、譲渡、交換等をしないこと。これらに反した場合、補助金の返還を求められる場合があります。

3. 補助金額

この補助金は、提出された申請書などを市が審査した上で、補助金の交付を受ける初年度に、活動開始及び運営に要する経費として交付します。補助金額については、補助対象経費に10分の8を乗じて得た額とし、10万円を上限とします。

※100円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てる。

例1

120,000（補助申請額）×0.8＝ 96,000 交付金額 96,000

例2

150,000（補助申請額）×0.8＝120,000 交付金額 100,000

4. 申請方法について

(1) 必要書類

下記申請書は、介護保険課窓口で受け取っていただくか、または市のホームページ（https://www.city.narita.chiba.jp/kenko_fukushi/page0133_00056.html）からダウンロードが可能です。

- ①高齢者居場所づくり事業補助金交付申請書（別記第1号様式）
- ②事業計画書（別記第2号様式）
- ③収支予算書（別記第3号様式）
- ④居場所における介護予防活動に関する規約、規程等（P.24～25参照）
- ⑤参加者名簿（別記第4号様式）
- ⑥誓約書（別記第5号様式）
- ⑦国や県又は本市の他の補助制度の適用を受ける経費又は受けた経費がある場合は、これらの内容が確認できる書類

※消せるボールペンは使用しないでください。また、修正テープや修正液での訂正はできません。訂正箇所を二重線で取り消し、その上に押印してください（申請時に使用する印と同様のもの）。

(2) 提出方法

介護保険課窓口へ直接ご持参いただくか、下記の宛先まで郵送してください。

〒286-8585

成田市花崎町 760 番地

成田市役所 福祉部介護保険課 地域包括ケア推進係 行

(3) 申請受付期間

受付期間：随時受付（年末年始、土日及び祝日を除く）

受付時間：午前8：30～午後5時15分まで

5. 補助金の交付決定、支払い等について

(1) 交付決定

提出のあった申請書等について、市でその内容を審査した上で、補助金交付の可否、補助金額、交付条件等を決定します。審査の結果、申請いただいた補助金額と交付金額は異なる場合があります。

なお、申請書の内容について、市からその詳細を問い合わせる場合があります。

審査結果については、「高齢者居場所づくり事業補助金交付決定通知書」または「高齢者居場所づくり事業補助金交付却下通知書」を送付します。

(2) 変更申請

申請時に提出した書類の内容に変更が生じた場合は、なるべく早めに「高齢者居場所づくり事業補助金変更申請書」(別記第7号様式)を提出してください。

(3) 実績報告

補助金の交付決定を受けた年度の末日までに、下記の書類を提出してください。

- ① 高齢者居場所づくり事業補助金実績報告書 (別記第9号様式)
- ② 介護予防活動に要した費用を証する書類
- ③ 事業報告書 (別記第10号様式)
- ④ 収支決算書 (別記第11号様式)
- ⑤ 国や県又は本市の他の補助制度の適用を受ける経費又は受けた経費がある場合は、これらの内容が確認できる書類

(4) 補助金の請求・支払い方法

実績報告後、市から発送する「高齢者居場所づくり事業補助金確定通知書」に「高齢者居場所づくり事業補助金交付請求書」を同封しますので、ご記入いただき、介護保険課まで提出してください(郵送可)。補助金は、請求のあった日から30日以内にお支払いします。

※ご希望があれば、概算払いも可能です。補助金の概算払を受けようとする団体は、交付決定後、「高齢者居場所づくり事業補助金概算払請求書」（別記第14号様式）をご記入いただき、介護保険課までご提出ください（郵送可）。

注1) 補助金は全額口座振込みとなります。

注2) 振込先口座名義は、「代表者名」または「団体名+代表者名」のいずれかに限ります。

注3) 補助事業等の変更がある場合は、「高齢者居場所づくり事業補助金変更申請書」の提出が必要となります。

(5) その他

必要書類等に不備があった場合、原則、再提出した日を提出日としますのでご注意ください。

7. 申請書類等の記載例

第1号様式

高齢者居場所づくり事業補助金交付申請書

令和〇〇年 〇月 〇日

(あて先) 成田市長

所在地 成田市〇〇町△△-△
申請団体 団体の名称 なりたいいきいきクラブ
代表者氏名 成田 太郎 ⑩

代表者印

高齢者居場所づくり事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

	記	
1 補助金交付申請額	77,000	円
2 事業計画等	別紙のとおり	

上限額 10万円、100円未満
は切り捨て

第2号様式

事業計画書

(ふりがな) 団 体 名	なりたいきいきくらぶ なりたいきいきクラブ					第1号様式と同様の名称
代 表 者	氏 名 成田 太郎 住 所 成田市〇〇町△△-△ 電話番号 0476 (99) 9999					
参加見込 人 数	参加者人数 10人 うち65歳以上 9人		活動場所 所在地	〇〇町集会所 〇〇町△△-△		
団体役員 (会計 担当者 等)	役 職	氏 名	住 所	年 齢	電 話 番 号	
	会長	成田 太郎	〇〇町△△-△	75	0476 (99) 9999	
	副会長	中台 次郎	〇〇町△△-△	70	0476 (88) 8888	
	会計	赤坂 三郎	〇〇町△△-△	65	0476 (77) 7777	
活 動 開 始 日	令和△△年 △月 △日					
活 動 内 容	<input checked="" type="checkbox"/> なりたいきいき百歳体操 <input type="checkbox"/> 生活機能の維持及び向上に資する活動（転倒又は骨折予防のためのバランス運動，筋力向上のための体操，口腔機能維持のためのマッサージ等） <input type="checkbox"/> 介護予防に関する知識等の習得を図る活動 <input type="checkbox"/> 高齢者の孤立を防ぐための居場所づくりを行うサロン活動 <input checked="" type="checkbox"/> 地域との交流及び世代間交流を積極的に行うサロン活動 <input type="checkbox"/> その他（ ）					
特 記 事 項						

活動回数・頻度		年 51回 毎週水曜日		
月	日	時間	活動内容	備考
4月	7日	13:00	・ なりたいいきいき百歳体操	毎回の活動の日時、活動内容、65歳以上の参加者数を記録しておいてください(実績報告の際、必要となります。)
	14日	}		
	21日	14:30	・ 地域交流会	
	28日			
5月	5日	13:00	・ 地域交流会	
	12日	}		
	19日	14:30	・ なりたいいきいき百歳体操	
	26日			
6月	2日	13:00	・ なりたいいきいき百歳体操	
	9日	}		
	16日	14:30	・ 地域交流会	
	23日			
	30日			
7月	7日	13:00	・ なりたいいきいき百歳体操	
	14日	}		
	21日	14:30	・ 地域交流会	
	28日			
8月	4日	13:00	・ なりたいいきいき百歳体操	
	11日	}		
	18日	14:30	・ 地域交流会	
	25日			
9月	1日	13:00	・ なりたいいきいき百歳体操	
	8日	}		
	15日	14:30	・ 地域交流会	
	22日			
	29日			

月	日	時 間	活 動 内 容	備 考
10 月	6 日 13 日 20 日 27 日	13 : 00) 14 : 30	・ なりたいきいき百歳体操 ・ 地域交流会	
11 月	3 日 10 日 17 日 24 日	13 : 00) 14 : 30	・ なりたいきいき百歳体操 ・ 地域交流会	
12 月	1 日 8 日 15 日 22 日	13 : 00) 14 : 30	・ なりたいきいき百歳体操 ・ 地域交流会	
1 月	5 日 12 日 19 日 26 日	13 : 00) 14 : 30	・ なりたいきいき百歳体操 ・ 地域交流会	
2 月	2 日 9 日 16 日 23 日	13 : 00) 14 : 30	・ なりたいきいき百歳体操 ・ 地域交流会	
3 月	2 日 9 日 16 日 23 日 30 日	13 : 00) 14 : 30	・ なりたいきいき百歳体操 ・ 地域交流会	

第3号様式

収支予算書

【 令和3年度 】

収入の部

(単位：円)

科 目	内 容 (内 訳)	金 額	備 考
参 加 費	会費	20,000 円	2,000 円×10 人
市 補 助 金	居場所づくり補助金	77,000 円	
そ の 他			支出合計額×0.8 100 円未満は切り捨て
合 計		97,000 円	

支出の部

(単位：円)

科 目	内 容 (内 訳)	金 額	備 考
報 償 費	〇〇体操講師謝礼	15,000 円	5,000 円×3 回
需 用 費	おもり購入費 コピー用紙 プリンターインク 地域交流会用飲み物	45,000 円	500 円×10 個 500 円 3,500 円 70 円×10 人×51 回
役 務 費	傷害保険	12,000 円	1,200 円×10 人
使 用 料 及 賃 借 料	施設利用料	20,000 円	〇〇センター〇〇会議 室使用料
備品購入費	ラジカセ	5,000 円	
そ の 他			実績報告時には、領収書 が必要となります。
合 計		97,000 円	

第4号様式

参加者名簿

団体の名称		なりたいきいきクラブ				
No	氏名	性別	生年月日	年齢	住所	備考
1	成田 太郎	男	〇〇年 〇月〇日	75	〇〇町△△-△	会長
2	中台 次郎	男	〇〇年 〇月〇日	70	〇〇町△△-△	副会長
3	赤坂 三郎	男	〇〇年 〇月〇日	65	〇〇町△△-△	会計
4	押畑 花子	女	〇〇年 〇月〇日	67	〇〇町△△-△	会計監査
5	吾妻 四郎	男	〇〇年 〇月〇日	72	〇〇町△△-△	
6	玉造 文子	女	〇〇年 〇月〇日	78	〇〇町△△-△	
7	宗吾 幸子	女	〇〇年 〇月〇日	63	〇〇町△△-△	
8	寺台 五郎	男	〇〇年 〇月〇日	80	〇〇町△△-△	
9	土屋 京子	女	〇〇年 〇月〇日	77	〇〇町△△-△	
10	桜田 知子	女	〇〇年 〇月〇日	69	〇〇町△△-△	
11			年 月 日			
12			年 月 日			
13			年 月 日			
14			年 月 日			
15			年 月 日			

第5号様式

誓約書

令和〇〇年 〇月 〇日

(あて先) 成田市長

所在地 成田市〇〇町△△-△
団体の名称 なりたいきいきクラブ
代表者氏名 成田 太郎 ⑩

高齢者居場所づくり事業補助金の交付の申請に当たり、介護予防活動について下記のとおり誓約します。

記

- 1 市長が別に定めるプログラムに基づく体操を行うものであること。
- 2 特定のサークル活動その他の専ら特定の趣味又は娯楽に係る活動を行うためのものでないこと。
- 3 原則として、参加希望者を受け入れるものであること。
- 4 営利、政治活動又は宗教的活動を目的とするものでないこと。
- 5 原則として、1年以上、週1回以上かつ1回当たり1時間以上活動するものであること。
- 6 1回の活動に、地域の高齢者が5人以上参加するものであること。
- 7 介護予防活動が自主的かつ安全に行われるよう、管理者その他の責任者を配置するものであること。

第7号様式

高齢者居場所づくり事業補助金変更申請書

令和〇〇年 〇月 〇日

(あて先) 成田市長

決定通知書に記載の
日付・番号

申請団体

所在地 成田市〇〇町△△-△
団体の名称 なりたいきいきクラブ
代表者氏名 成田 太郎 ⑩

令和〇〇年 〇月 〇日付け成田市指令第〇〇〇号で決定のあった高齢者居場所づくり事業補助金の内容について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

概算払等によって受領済
の金額がある場合は、受領
金額を記入

1 補助金の既交付決定額 0 円

2 変更の内容
補助金変更申請額 73,000 円

変更後の補助対象経費に
0.8をかけて算出

3 変更の理由 ラジカセの購入を取りやめたため

第9号様式

高齢者居場所づくり事業補助金実績報告書

令和〇〇年 〇月 〇日

(あて先) 成田市長

所在地 成田市〇〇町△△-△

報告団体 団体の名称 なりたいきいきクラブ

代表者氏名 成田 太郎 印

決定通知書に記載の
日付・番号

令和〇〇年 〇月 〇日付け成田市指令第〇〇〇号で決定のあった高齢者居場所づくり事業補助金について、下記のとおり実績を報告します。

収支決算書と同じ
金額を記入

記

1 補助対象経費	97,000	円
2 交付決定額	77,000	円

第10号様式

事業報告書

(ふりがな) 団 体 名	なりたいきいきくらぶ なりたいきいきクラブ		
代 表 者	氏 名 成田 太郎 住 所 成田市〇〇町△△-△ 電話番号 0476 (99) 9999		
参 加 人 数	参加者人数 10人 うち65歳以上 9人	活動場所 所在地	〇〇町集会所 〇〇町△△-△
活動開始日	令和△△年 △月 △日		
活 動 内 容	<input checked="" type="checkbox"/> なりたいきいき百歳体操 <input type="checkbox"/> 生活機能の維持及び向上に資する活動（転倒又は骨折予防のためのバランス運動，筋力向上のための体操，口腔機能維持のためのマッサージ等） <input type="checkbox"/> 介護予防に関する知識等の習得を図る活動 <input type="checkbox"/> 高齢者の孤立を防ぐための居場所づくりを行うサロン活動 <input checked="" type="checkbox"/> 地域との交流及び世代間交流を積極的に行うサロン活動 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
特 記 事 項			

備考欄に65歳以上の出席人数を記載してください。

活動回数・頻度		年 51回 毎週水曜日		
月	日	時間	活動内容	備考
4月	7日	13:00	・なりたいきいき百歳体操	8人
	14日	}		10人
	21日	14:30	・地域交流会	9人
	28日			10人
5月	5日	13:00	・なりたいきいき百歳体操	7人
	12日	}		9人
	19日	14:30	・地域交流会	9人
	26日			10人
6月	2日	13:00	・なりたいきいき百歳体操	8人
	9日			10人
	16日	14:30	・地域交流会	10人
	23日			9人
	30日			6人
7月	7日	13:00	・なりたいきいき百歳体操	8人
	14日	}		7人
	21日	14:30	・地域交流会	9人
	28日			10人
8月	4日	13:00	・なりたいきいき百歳体操	8人
	11日			10人
	18日	14:30	・地域交流会	9人
	25日			10人
9月	1日	13:00	・なりたいきいき百歳体操	7人
	8日			9人
	15日	14:30	・地域交流会	9人
	22日			8人
	29日			8人

月	日	時 間	活 動 内 容	備 考
10 月	6 日	13 : 00	・ なりたいきいき百歳体操 ・ 地域交流会	10 人
	13 日	}		9 人
	20 日	14 : 30		9 人
	27 日			10 人
11 月	3 日	13 : 00	・ なりたいきいき百歳体操 ・ 地域交流会	6 人
	10 日	}		8 人
	17 日	14 : 30		7 人
	24 日			9 人
12 月	1 日	13 : 00	・ なりたいきいき百歳体操 ・ 地域交流会	10 人
	8 日	}		10 人
	15 日	14 : 30		8 人
	22 日			9 人
1 月	5 日	13 : 00	・ なりたいきいき百歳体操 ・ 地域交流会	6 人
	12 日	}		9 人
	19 日	14 : 30		10 人
	26 日			9 人
2 月	2 日	13 : 00	・ なりたいきいき百歳体操 ・ 地域交流会	7 人
	9 日	}		10 人
	16 日	14 : 30		8 人
	23 日			10 人
3 月	2 日	13 : 00	・ なりたいきいき百歳体操 ・ 地域交流会	8 人
	9 日	}		8 人
	16 日	14 : 30		9 人
	23 日			10 人
	30 日			10 人

収支決算書

【 令和3年度 】

収入の部

(単位：円)

科 目	内 容 (内 訳)	金 額	備 考
参 加 費	会費	20,000 円	2,000 円×10 人
市 補 助 金	居場所づくり補助金	77,000 円	
そ の 他			支出合計額×0.8 100 円未満は切り捨て
合 計		97,000 円	

支出の部

(単位：円)

科 目	内 容 (内 訳)	金 額	備 考
報 償 費	〇〇体操講師謝礼	15,000 円	5,000 円×3 回
需 用 費	おもり購入費 コピー用紙 プリンターインク 地域交流会用飲み物	45,000 円	500 円×10 個 500 円 3,500 円 70 円×10 人×51 回
役 務 費	傷害保険	12,000 円	1,200 円×10 人
使 用 料 及 賃 借 料	施設利用料	20,000 円	〇〇センター〇〇会議 室使用料
備品購入費	ラジカセ	5,000 円	
そ の 他			
合 計		97,000 円	領収書(コピー可)も併せ て提出してください。

第13号様式

高齢者居場所づくり事業補助金交付請求書

令和〇〇年 〇月 〇日

(あて先) 成田市長

所在地 成田市〇〇町△△-△

請求団体 団体の名称 なりたいきいきクラブ
 代表者氏名 成田 太郎 ⑩

確定通知書に記載の
日付・番号

令和〇〇年 〇月 〇日付け成田市達第〇〇〇号で確定のあった
 高齢者居場所づくり事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 補助金交付確定額	77,000	円
2 補助金の既交付額	0	円
3 今回の請求額	77,000	円

概算払等によって受領済
の金額がある場合は、受領
金額を記入

振込先	金融機関名	千葉 成田	銀行・農協 信用金庫 本店・支店 支所
	口座種別	普通・当座	
	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	
	フリガナ	ナリタ タロウ	
	口座名義人	成田 太郎	

「代表者名」または
「団体名+代表者名」

第14号様式

高齢者居場所づくり事業補助金概算払請求書

令和〇〇年 〇月 〇日

(あて先) 成田市長

所在地 成田市〇〇町△△-△
 請求団体 団体の名称 なりたいきいきクラブ
 代表者氏名 成田 太郎 ⑩

決定通知書に記載の
日付・番号

令和〇〇年 〇月 〇日付け成田市指令第〇〇〇号で決定のあった高齢者居場所づくり事業補助金の概算払を受けたいので、下記のとおり請求します。

	記	
1 補助金交付決定額	77,000	円
2 補助金の既交付額	0	円
3 概算払請求額	77,000	円

概算払等によって受領済の金額がある場合は、受領金額を記入

振込先	金融機関名	千葉 成田	銀行・農協 信用金庫 本店・支店 支所
	口座種別	普通・当座	
	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	
	フリガナ	ナリタ タロウ	
	口座名義人	成田 太郎	

居場所における介護予防活動に関する規約等の例

なりたいきいきクラブ規則／規定／規約

(名称)

第1条 この会は、なりたいきいきクラブ（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、地域住民の交流や、健康増進のための活動を行うことにより、介護予防に繋げることを目的とし、令和3年4月1日から設立する。

(活動・事業の種類)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) なりたいきいき百歳体操
- (2) 地域交流会
- (3) その他、目的の達成に必要な活動

(会員)

第4条 本会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。
- (2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。

(入会)

第5条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、入会申込書により、会長に申し込むものとする。

(会費)

第6条 本会の会費は年2,000円とする。

(退会)

第7条 会員は、退会届を会長に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき。

(2) 会費を1年以上納入しないとき。

第8条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

(3) 会計 1人

(4) 会計監査 1人

(選任)

第9条 役員は総会において、会員の中から選任する。

2 会計監査は会長、副会長及び会計を兼ねることはできない。

(任期)

第10条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 会計は、本会の会計を担当する。

4 会計監査は、会の活動及び会計を監査する。

(会計)

第12条 本会の会計年度は4月1日から3月31日までとする。

(その他)

第13条 この会則に規定のない事項は、その都度役員会で協議決定する。

附則

この会則は、令和3年4月1日から施行する。

8. Q&A

Q1. 初年度だけでなく2年目以降も補助金を受け取れますか？

A1. 受け取れません。初年度のみの交付となります。

Q2. 補助金を受け取らないで百歳体操を行うことは可能ですか？

A2. 可能です。但し、立ち上げてから補助金を受け取ることはできませんので、ご注意ください。

Q3. 団体の活動を始めるために、補助金を早めにもらいたい場合はどうしたらいいですか？

A3. 概算払の請求が可能です。

Q4. 補助金の概算払を受けたが、1年以内に団体を解散することになった場合はどうすればいいですか？

A4. 1年以上継続していただくという条件を満たしていないため、全額返還が必要となります。

Q5. 65歳以上とは、いつの時点で判断すればよいのでしょうか？

A5. 事業を開始する年度（4月～翌年3月）の間に、65歳の誕生日を迎える場合、65歳以上と判断します。

Q6. 活動場所が確保できない等の理由により、週1回の継続は難しいのですが、この場合でも補助金の申請は可能ですか？

A6. 申請できません。また、申請後、冠婚葬祭等で実施できなくなった際は、同月内の別日に実施してください。

Q7. 活動場所に市役所の職員が見に来ることはありますか？

A 7. 市職員やサポーターが定期的に指導などに伺うほか、訪問調査を実施する場合があります。

Q 8. 他の補助金等の交付を受けていないことについて、書類等の提出は必要でしょうか？

A 8. を受けていない場合は不要です。

Q 9. インターネットでの申し込みは可能ですか？

A 9. 申し込みは、窓口及び郵送で行います。押印がされた原本の提出が必要となるため、インターネットでのお申込みはできません。

Q 10. なりたいいきいき百歳体操以外の活動でも補助対象となりますか？

A 10. なりたいいきいき百歳体操を行うことが前提となりますが、その他の活動を行う場合も条件に反しない範囲であれば可能です（詳しくは P.1～P.2 参照）。

Q 11. 基本的に週1回活動していますが、お盆の時期や年末年始は休むため、その期間のみ月2～3回になってしまった場合どうなりますか？

A 11. 実績報告の際に確認しますが、通常の活動が週1回以上継続して行われていることがわかれば、申請が可能です。

Q 12. 新型コロナウイルス感染予防のために購入した商品は、消耗品の対象になりますか？

A 12. 活動の際に使用する感染予防策グッズであれば対象となります。ただし、活動に使用する分のみ随時購入し、買いためはしないようにしてください。

Q13. 65歳以上の参加者が必ず5人以上いないと、補助金はもらえませんか？（65歳以上の参加者が5名に満たない場合）

A13. 月平均利用者が5人以上であれば可とします。（1回目が4人、2回目が8人なら月平均6人のため可。1回目が4人、2回目が5人の場合、月平均が5人に満たないため、不可）

ただし、ギリギリの人数での登録は、継続実施が困難となるおそれがあるため、できるだけ余裕のある人数でご登録ください。

Q14. 概算払いで支払いを受けたあとに、参加者が足りなかった月があった場合、補助金の返還は必要ですか？

A14. 月平均利用者が5人未満となる場合は、全額返還する必要があります。

Q15. 参加者から利用料をもらってもいいですか？

A15. 場所の使用料等、運営のために必要であり、かつ、参加者の理解を得られる場合は可能です。

Q16. 必ず1時間以上、実施しなければいけないのですか？

A16. 準備や後片付けも含め、概ね1時間以上実施してください。

Q17. 申請団体の受付数に限りはありますか？

A17. 12団体を予定していますが、それを超えた場合でも、直ちに締め切るものではありません。介護保険課までご相談ください。

Q18. 令和3年度以前に団体の立ち上げを行っているのですが、対象になりますか？

A 1 8. 令和3年4月以降、新規立ち上げの団体のみ対象となります。

Q 1 9. 郵送申請の場合、書類の不備があった場合はどうなりますか？

A 1 9. 書類に不備があった場合は連絡のうえ、再度ご提出いただく場合があります。

Q 2 0. 記載間違いをした場合、訂正印は使用してもよいですか？

A 2 0. 訂正箇所が生じた場合は、該当の部分を二重線で消し、代表者印を押印後、正しい内容を記載してください。なお、書類によっては、再提出が必要な場合があります。

9. 申請から支払いまでの手順

